

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	許可要件全般	「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」 許可しないでいただきたいです。 条例、からかえていただきたいです。	D	建物の建設については、用途地域指定において要件を満たす案件について、制限するものではありません。 経営の許可については、「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、利用者が永続的に利用できることを主眼に、安定した経営が可能かどうかを審査します。今回の条例の一部改正により、許可業務の強化を図るものです。	全般
2	許可要件全般	病院や学校の横に墓地や納骨堂の許可はしないで欲しいです。 病院や学校を利用する人の感情を配慮して欲しいです。 特に病院に通院中の方は、体だけでなく、精神面でも非常にナーバスになっています。市民がよりすみやすい街にするためにも、また浦安は日本中から注目されている街です。	D		
3	許可要件全般	墓地、納骨堂は大事なものですが、建設場所については配慮が必要だと思います。 病院、特に産婦人科などの近隣に建設するのは反対です。 産婦人科は命の生まれる大切な場所であるとともに、死産などでお子様を亡くされる方もいらっしゃるのです。 子供を産むお母様方の気持ちを考えても適切な場所とは思えません。 条例を作り、より良い浦安市にして頂きたいと思います。	D		
4	許可要件全般	生命の誕生する場所の隣に納骨堂があるのは、市民としてとても心が傷む思いです。 少子化を助長するようにもなりかねません。 土地は他にもあるため、そういう場所の近くには建てない条例などを浦安市も考えてほしいです。	D		
5	許可要件全般	無くてはならない施設なのは承知しておりますが、病院や学校などの側に建設するのは、如何なものかと思えます。	D		
6	許可要件全般	墓地等が多くの市民にとって、生活、人生から切り離すことのできないものであることは確かです。しかし子どもを育てている世代には、病院や学校など、出産、子育てに関わる土地に隣接して作られてしまうことに強い抵抗感を抱いてしまいます。	D		

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
7	許可要件全般	納骨堂も人生の中での必要な建物だと思いますが、産婦人科や学校、病院のすぐ隣というのは、そこに通う者にとって、気持ちのよい印象は受けません。 倫理的な配慮が必要だと思います。 今後法令での明確な取り決めが必要ではないでしょうか。	D	建物の建設については、用途地域指定において要件を満たす案件について、制限するものではありません。 経営の許可については、「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、利用者が永続的に利用できることを主眼に、安定した経営が可能かどうかを審査します。今回の条例の一部改正により、許可業務の強化を図るものです。	全般
8	許可要件全般	病院や学校に隣接して墓地や納骨堂を建設することは反対です。	D		
9	許可要件全般	墓地も無くてはならない大切なものではありますが、病院や学校、福祉施設の周りに建てるのはやめて欲しいです。 土地の事情もあるとは思いますが、せめてその施設の角を曲がったところに建設するなど、多少の配慮をしていただきたいです。	D		
10	近隣住民説明	診療所や学校が近所にあるエリアに納骨堂を立てられない地域もあるそうですが、人が集まるのが日中のみ施設でそこまでの制限は必要ないと個人的には思います。実際、三田の慶応大学の隣には納骨堂があります。 しかし、入院施設のある病院や、宿泊施設のあるホテル・施設の隣はどうでしょうか？ 真隣に住民のいるアパートやマンションがある地域で、数メートルも隔たり無いところに建築許可するべきなのでしょうか？ しかも元々墓地や墓苑のあるところならともかく、先に住んでいたり経営している人の妨害になるような新規の納骨堂開設が許されるのでしょうか？ 今後のケースでは、周囲住民との事前説明などを必須化しても双方の話し合いで解決できるわけがありません。 そもそも、許可しない場合のルール作りが大切だと思います。 少なくとも、住民や宿泊施設の隣なら一定の距離条件や隔壁条件などのルールが必要だと思います。	D		
11	許可要件全般	病院の隣りに納骨堂が建設されるのはいかがなものかと思います。 もっと常識あるご判断をお願い致します。	D		

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
12	許可要件全般	墓地、納骨堂は欠くことのできない施設ですが、地域の環境、近隣土地所有者及び居住者に事前説明が必要と思います。 生命の誕生の病院の隣に建設することは出産を目前とした産婦にしては気分のよいものではないかと思えます。 病院もしくは、学校などの近くに建設する場合、ある程度の距離をおくべきだと思います。	D		
13	許可要件全般	墓地等(納骨堂含む)に対する法整備がなされていないように感じます。 ・事前協議 ・周辺住民等への説明及び協議 とありますが、当事者任せに見えてなりません。 納骨堂の大切さもわかりますが、 生死に関わる病院の隣に建設する必要はないと思います。 子育てに力を入れていくという方針だと思っていましたが、 このままでは更なる少子化を招くと思えます。 産後ケアでたくさんのママさんたちに会いましたが、 皆さん簡単に妊娠・出産ができていたわけではありません。 不妊治療を行い、流産や死産、時には命を落としている人もいます。 妊娠中、おなかの子は元気に育っているのか、心配しながら妊婦健診に通って いました。 縁起や迷信だと言われるかもしれませんが、 安産祈願をして、お守りを買って、少しでも無事を祈って 命がけで出産している心情を汲んでいただくよう切に願います。	D	建物の建設については、用途地域指定において要件を満たす案件について、制限するものではありません。 経営の許可については、「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、利用者が永続的に利用できることを主眼に、安定した経営が可能かどうかを審査します。今回の条例の一部改正により、許可業務の強化を図るものです。	全般
14	許可要件全般	気持ち的に病院の近くに墓地ができるのは如何なものかと…産院仲間たちと話しております。 他に候補地があるのならできれば遠ざけていただくと幸いに存じます。	D		

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
15	許可要件全般	納骨堂は必要なものであり、法的に条件さえ満たしていれば、市の最終認可さえあれば、その建設にはなんら問題のないものと承知しております。今の浦安市は若者を招致し、少子高齢化の回避に努めている自治体とも認識しております。産婦人科に来院される患者様は新たな命を授かったかもしれないと期待しながら、ある時は流産しているかもしれないと不安一杯で涙しながら、またある時は新たな生命の誕生間近で陣痛を迎え分娩に対する不安一杯で、さらには癌など大きな病気ではないかと恐怖におののきながら、しかも産婦人科診察という特殊な状況に入っていく緊張感を持って、等々と比較的若い世代が来院者様たちの背景です。これらの方々が納骨堂に囲まれた病院に入っていくときの心理状態はいかかなものなのでしょうか？このような住環境状況を認可する浦安市に新たに～末永く住んでくれるのでしょうか？斬新な「自治体による卵子凍結保存支援」、「子育て世代の保護」などに力を入れる市としては、医療施設に密着した状態での納骨堂建設認可は、いささか違和感のある流れであり、建設が実行された場合は、どのような行政実務においての決裁が行われたのか疑問が残るようにも思われます。	D	建物の建設については、用途地域指定において要件を満たす案件について、制限するものではありません。 経営の許可については、「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、利用者が永続的に利用できることを主眼に、安定した経営が可能かどうかを審査します。今回の条例の一部改正により、許可業務の強化を図るものです。	全般
16	許可要件全般	新しい命が誕生する横に納骨堂とは…考えられません。	D		
17	許可要件全般	病院、医院隣地を新たに取得した設置の不可。 「厚生労働省の墓地経営・管理の指針等について」 (3)墓地の設置場所及び構造設備 より 墓地の経営許可に関しては、周辺的生活環境との調和も1つの判断要素である。地域の実情に応じて学校、病院その他公共施設、住宅、河川等との距離が一定以上あること等を求めることが考えられる。なお、この場合、墓地が生活必需施設であり、公共施設であることにも十分留意すべきである。という内容を加味し追加願います。	D		

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
18	許可要件全般	学校・幼稚園・保育園並びに公共施設の隣地に新たに取得した設置の不可 「厚生労働省の墓地経営・管理の指針等について」 (3)墓地の設置場所及び構造設備 より 墓地の経営許可に関しては、周辺的生活環境との調和も1つの判断要素である。地域の実情に応じて学校、病院その他公共施設、住宅、河川等との距離が一定以上あること等を求めることが考えられる。なお、この場合、墓地が生活必需施設であり、公共施設であることにも十分留意すべきである。 という内容を加味し追加願います。	D		
19	許可要件全般	宿泊施設、テーマパーク隣地を新たに取得した設置の不可 浦安市の優位性を今後も担保する為に必要なものと考えます。	D		
20	許可要件全般	今現在の『墓地等の経営の許可等に関する条例』の中に下記の4件が入っていない事に 非常に驚きましたし、すごくショックでした。 ①事前協議を行う ②経営などの計画を示す標識設置 ③周辺住民等への説明及び協議を行う ④指導及び助言・勧告・命令・公表を行う 知らないって怖いですね。 市民が嫌がるであろう事から、勝手に守られていると思っていました。 正直、埋葬するに当たって墓地ではなく、ビルなどに納骨するという考え方には賛成です。 それに今後、社会に最も必要な発想だと思い、考えた方は凄いなあと感動しました。 ですが、墓地や納骨堂を建てるに当たって、近隣に許可どころか説明もしないのが普通だなんて、あり得ないですよ。 子供の病気がわかって不安いっぱい妊婦さんとか、死産をして身も心もボロボロの状態に通院している方とか、そんな方々への配慮ができないなんて、今のままでは浦安市は優しくないですよ。 今現在の条例について質問です。 同じ浦安内のディスニーランドの隣接地、舞浜駅前の隣接地、沢山あるリゾートホテルの隣接地にも平等に現在の条例通りに行うんですよね??	E	建物の建設については、用途地域指定において要件を満たす案件について、制限するものではありません。 経営の許可については、「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、利用者が永続的に利用できることを主眼に、安定した経営が可能かどうかを審査します。今回の条例の一部改正により、許可業務の強化を図るものです。	全般

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
21	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D	墓地の設置にかかる距離要件は、埋葬(土葬)に対しての、防疫や土壌汚染防止など、衛生上の対応として設けられたものです。 「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」では墓地への埋葬を禁止していることから、距離制限を設けておりません。	全般
22	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D		
23	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D		
24	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D		
25	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D		
26	設置距離要件	国民の宗教的感情、周辺環境の調和を考慮すると墓地又は納骨堂の経営の許可に際し、病床を持つ病院や診療所から 100メートル以上の距離を置く事を条項の中に追加していただきたい。	D		

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
27	設置距離要件	<p>今回の改正案には6つの内容が提示されておりますが、条例(墓地の環境基準等)第7条の項目として「住宅等との距離要件の規制」が追加されていないようです。</p> <p>東葛地区11市のうち「住宅等との距離要件の規制」の項目が条例に記載されていないのは浦安市のみです。たとえば野田市の場合、「住宅等(住宅、学校、保育園、図書館、博物館、病院その他規制で定める施設をいう。以下同じ。)の用に供する敷地から墓地または納骨堂までの距離は、100メートル以上であること。」といった項目の記載がされています。</p> <p>上記の「住宅等との距離要件の規制」がない場合、今後も住宅街の病(医)院隣接地で納骨堂を運営することが可能になると思われまます。</p> <p>浦安市はほとんどが市街化区域であり、他市のように「住宅等との距離要件の規制」をとり入れることは難しい状況と思われまます。医師会としては病(医)院隣接地に納骨堂が運営されることに対して反対の立場であり、「病(医)院・学校といった特定の施設からの距離規制(たとえば50m以上など)」といった何らかの距離要件の規制項目の追加をお願いいたします。</p>	D	<p>墓地の設置にかかる距離要件は、埋葬(土葬)に対しての、防疫や土壌汚染防止など、衛生上の対応として設けられたものです。</p> <p>「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」では墓地への埋葬を禁止していることから、距離制限を設けておりません。</p>	全般
28	許可要件全般	<p>墓地・納骨堂は必要不可欠な公益的施設ではあるが、その公益性、永続性、非営利性が求められていることは当然であると考えまます。また、地域環境に影響を与えることは事実ですので、それに配慮することは必要だと思いまます。</p>	E	<p>計画者には、周辺住民等との協議を尽くし、相互の調和を得られるよう努めさせるものとしまます。</p>	全般
29	事前協議	<p>事前協議については、工事の着手以前に、市の許可基準を満たすことを十分に審査し、経営の許可をする際に異論や異議がないように進めてほしい。墓地や納骨堂が完成した後に、問題が発生するようなことは避けるべきです。</p>	B	<p>いただいた意見の通りに考えまます。</p>	(1) 事前協議を行うことを追加
30	標識の設置	<p>標識の設置について、建築基準法の用途との齟齬がないよう、「墓地」や「納骨堂」の文言を表記するよう調整をしてほしい。</p>	B	<p>近隣の誤解を招かぬよう、何の施設であるかの明示を必須事項としまます。</p>	(2) 経営の計画を示す標識の設置の追加

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
31	近隣住民説明	納骨堂や墓地の必要性、都会でのそうした施設の在り方については理解しています。大切なものなので、今後ますます増えていくのは当然のことと思います。それでも、計画については周辺の住民への事前説明をきちんとしてください。先に結論ありきの公聴会などではなく、白紙撤回も出来る段階で周辺の先住者、団体との話し合いが必要です。 学校や病院の近くへの建設には反対です。配慮をお願いします。	C	計画が、近隣住民の理解を得られるよう努めたうえで実施されるよう、計画者に助言等を行なうものとします。	(3) 周辺住民等への説明及び協議の追加
32	近隣住民説明	周辺住民との協議について、「協議を尽くし、相互の調和を得られるよう努める」となっていますが、具体的にどの程度の説明や協議で相互の調和が得られるか、条例で規定することは難しいと思います。設置者と住民側とのどちらかの一方に立ったものではなく、話し合いで解決できる、妥協点を見出せるような改正を期待します。	C		
33	近隣住民説明	隣接地の住民の許可を必須とする事 隣接地の所有者、住民の賛同を得られなければ周辺環境の調和は保てません。	D	平成 12 年 3 月の最高裁判決において、「墓地、埋葬等に関する法律は、周辺住民の個別的利益を保護することは目的としていない」との解釈が示されており、このことから、同意を求めるのではなく、説明を行うこととしたものです。	(3) 周辺住民等への説明及び協議の追加
34	近隣住民説明	周辺住民への説明について、墓地と納骨堂の外見的な性格の違いから、また、「境内地」に限るとしていることから、納骨堂の説明範囲は敷地境界からの水平距離が50m以内でも十分ではないかと考えます。	D	周辺の生活環境との調和といった観点から、100mと設定したところで	(3) 周辺住民等への説明及び協議の追加
35	許可要件全般	営利目的の経営の禁止 非営利性が求められているはずですので、企業による販売手数料、出資者への金利等の支払い等詳しく調査できる仕組みを設けてください。異常な支払いがあれば経営許可を停止できるようにしてください。	C	経営計画や収支計画、決算資料等を提出させ、永続的に安定した経営が可能かどうかを審査するものとしています。	(4) 指導及び助言・勧告・命令・公表の追加

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
36	市内宗教法人の基準	国民の宗教的感情は病院の近くに墓地又は納骨堂を設置する事はそぐわないので、病院の近くに設置制限を設けて欲しい。 そもそも、浦安市では市民のための墓地を建設し、市民が埋葬に困ることのないよう施策を実施してきた。これには、寺院等の墓地が敷地に限界が有り、市民からの要請で設置されたものであります。業者が宗教上の理由を付けて市外の住民のための納骨堂を当市に設置する事、産婦人病院の際に設置する事に住民の一人として賛成することは出来ない。 市民の利益に反する行為は絶対反対します。	C	墓地の設置にかかる距離要件は、埋葬(土葬)に対しての、防疫や土壌汚染防止など、衛生上の対応として設けられたものです。 「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例」では墓地への埋葬を禁止していることから、距離制限を設けておりません。 なお、「墓地、埋葬等に関する条例」の趣旨は、国民全体の利益すなわち公益の保護を目的とされており、国民の個別的な利益を保護することは目的としていないものと解されています。	(5) 市内宗教法人等の許可の基準の改正
37	市内宗教法人の基準	檀信徒以外への販売の禁止 今回の骨子案にもある境内地での設置自体は、本来は檀信徒の為のものであるはず。浦安市内の墓地整備は進んでおり宗派を問わず販売する計画に許可を出す必要性は現時点では低く、将来に墓地等が不足した際に檀信徒以外販売も許可すれば良いと考えます。需給に問題があるなら公表してください。	B	本市では、地方公共団体と宗教法人のみに経営を許可しており、公益法人には許可していません。そのため、宗派を問わない事業型や営利目的の経営は認めていないところです。	(5) 市内宗教法人等の許可の基準の改正
38	市内宗教法人の基準	宗教法人等の基準について、名義貸しや墓地等の乱立を防ぐためには市内で活動している宗教法人に許可を出すことに賛同します。その基準として、宗教活動の実態が確認でき、また、主たる事務所として法人登記後 7 年程度の期間があった方がよろしいかと思えます。以上のようなことを事前協議の段階で十分に審査してほしい。	C	宗教法人として認証され登記した上で、地域に根付く期間を加えて5年を設定しています。	(5) 市内宗教法人等の許可の基準の改正
39	市内宗教法人の基準	他資本の協力を得て宗教法人の規模を超えた経営の禁止 自己資本を著しく超えた範囲で計画される墓地等の経営に約束された永続性はありません。経営破綻した際は購入者の自己責任になるのではないのでしょうか？ 購入者は既に他界している可能性もあります。許可を出した市は行き場のない大量の焼骨をどの様に責任を取られるのでしょうか？	C	経営計画や収支計画、決算資料等を提出させ、利用者保護の観点から、永続的に安定した経営が可能かどうかを審査するものとしています。	(5) 市内宗教法人等の許可の基準の改正
40	市内宗教法人の基準	名義貸し、名義買いの禁止 取引書類・契約書類(土地、建物、機械設備、販売委託手数料)・法人の通帳等の提出を義務付けてください。無担保での銀行融資を禁止してください。営利企業等による債務保証を禁止してください。	B	名義貸しについては認めていません。 経営計画や収支計画、決算資料等を提出させ、利用者保護の観点から、永続的に安定した経営が可能かどうかを審査するものとしています。	(5) 市内宗教法人等の許可の基準の改正

「浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について(骨子案)」に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
41	施設要件	必要台数の駐車場完備 墓地等はそれに関係する親族知人を含めると大人数が利用する為、近隣住民に違法駐停車で迷惑、歩行者に危険が及ぶ可能性が高く、最低限の設置基準は必要です。	E	開発にかかる駐車場の設置要件については、「浦安市宅地開発事業等に関する条例」において、手続きや整備基準等を定めています。	